

令和元年度久喜市特別職報酬等審議会の経過について

●前々回の開催（平成27年10月）から4年を経過したことから開催。

① 令和元年10月8日

第1回久喜市特別職報酬等審議会

- (1) 審議会委員の委嘱
- (2) 市長が審議会会長に「議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について」諮問した。
- (3) 審議会の概要説明、資料（市長等の給料月額・給与年額、議員報酬・期末手当額など）についての質疑応答。委員からの意見聴取。
- (4) 答申の方向性について検討。

② 令和元年10月18日

第2回久喜市特別職報酬等審議会

- (1) 委員からの意見聴取
- (2) 答申内容の決定

③ 令和元年10月23日

会長及び副会長から市長に「久喜市特別職の報酬等の額について」答申した。



久人第1534号
令和元年10月8日

久喜市特別職報酬等審議会会長 様

久喜市長 梅田 修



久喜市特別職の報酬等の額について（諮問）

久喜市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について、
貴審議会の意見を求めます。

記

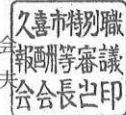
- 1 議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について



久 特 報 第 2 号
令和元年10月23日

久喜市長
梅 田 修 一 様

久喜市特別職報酬等審議会
会長 加藤 治夫



久喜市特別職の報酬等の額について（答申）

令和元年10月8日付け、久人第1534号にて諮問のありました標記の件につきまして、別添のとおり答申します。

答 申 書

令和元年10月8日に当久喜市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）が諮問を受けた市議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、下記のとおり答申します。

記

1 審議内容

審議会では10月8日及び10月18日の2回にわたり会議を開催し、報酬等の額の改定を検討するにあたり、埼玉県内40市の報酬等の額とその改定状況や本市の財政状況等について意見を交換した。

2 結論

現在の本市の報酬等の額は、県内の同規模団体や類似団体と比較し、概ね同程度かやや上位の水準にあり、改定後の経過期間については平成28年4月の引き上げ改定から現在までで3年半と短く、その間、社会情勢の劇的な変化も見られない状況である。また、本市の財政状況は、楽観視はできないものの現時点では報酬等の額を直ちに引き下げなければならないほどの状況ではないと考えられる。

これらを総合的に勘案し、報酬等の額については、現行の額を据え置くことが適当である。

3 付帯意見

(1) 市議会議員の報酬について

平成27年度に開催された審議会の答申において、「今後、議員報酬の額を改定する場合は、議員報酬総額を考慮して検討を行うことが適当であると考え」とされたところである。

今回の審議会でも議員報酬総額を勘案すべきとの意見があったこと、また前回の答申から議員報酬に関する様々な状況に大きな変化もないことから、今回の答申においては、前回と同様の文言を付帯意見として記載するものである。

(2) 特別職の期末手当について

現在、市議会議員並びに市長等の特別職の期末手当支給割合の月数については、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給割合の合計月数と同様としており、人事院勧告に基づく国の給与改定に準じた一般職の期末手当及び勤勉手当の改定に併せて特別職の改定も行っている。

一般職の期末手当及び勤勉手当の改定は、その時々を経済情勢や民間給与の実態を勘案した人事院勧告に基づくものであり、また、埼玉県内の他市のほとんどが特別職の期末手当の支給割合については一般職の期末手当及び勤勉手当の支

給割合の合計月数と同様としている。

このようなことから、本市の特別職の期末手当の取り扱いについては、今後も引き続き現行と同様の取り扱いとすることが適当である。

また、人事院勧告に基づく国の給与改定に準じた改定とは異なる改定を行う場合は、必要に応じて審議会に諮ることが適当である。